

# 座間市クーリングシェルター(指定暑熱避難施設指定)指定等に関する手引き

## 1 対象施設

所在地が座間市内の民間施設

## 2 クーリングシェルター指定基準

### ① 適切な機能を有した冷房設備があること

定期的にメンテナンスされており、施設の実情と規模に応じた冷房設備があること。

なお、当該施設の開放中は適宜、冷房運転をしてください。

### ② 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表されたときに、当該施設を住民その他の者に開放できること

当該施設の閉館日等の開放を求めるものではありません。協定書で取り決める「開放可能日等」の範囲で開放してください。

また、熱中症特別警戒アラートの発表時以外でも、熱中症予防のため当該施設の開放に御協力をお願いします。

### ③ 受け入れることが可能であると見込まれる人数が滞在することが可能な空間が適切に確保されていること

椅子やベンチなど休憩できるスペースを確保してください。

## 3 申出方法

第1号様式「クーリングシェルター指定申出書」に必要事項を記入し、郵送または直接担当へ

## 4 指定までの流れ

- ① 担当へ「クーリングシェルター指定申出書」を提出
- ② 申し出のあった施設がクーリングシェルター指定基準を満たすか市が審査
- ③ 座間市と当該施設で協定を締結
- ④ 当該施設をクーリングシェルターとして指定
- ⑤ 当該施設をクーリングシェルターとして市ホームページ等で公表

## 5 協定の有効期間

協定を締結した年度の3月31日まで。

なお、当該期間の満了日の1か月前までに指定辞退の申し出がない場合は、自動的に1年間更新し

ます。

## 6 指定の辞退・取り消し

クーリングシエルターの指定を辞退しようとする場合は、第3号様式「クーリングシエルター指定辞退申出書」に必要事項を記入し担当へ提出してください。

また、当該施設が要件を満たさなくなった場合等、指定を取り消します。

### 【担当】

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市 健康部 健康医療課

TEL 046-252-8236

FAX 046-255-3550